

# カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う 津波における避難手段・緊急避難場所の課題に対する対策



大規模地震防災対策推進検討会（第3回）  
令和7年12月1日  
内閣府（防災担当）

## 第2回検討会における主なご意見と対応について

# 第2回検討会における主なご意見と対応について

主なご意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・体育館の多くはエアコンの整備が進んでいないため、教室を避難所として開設するなど柔軟な対応が必要である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所における質の向上を目指し、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」において、施設の利用計画作成を促進している。</li><li>・なお、避難所となる学校体育館の空調整備については、令和17年度までに設置率100%とすることを目標とし、文部科学省において補助率を1/2に引き上げて補助を行う等、整備の促進に取り組んでいる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・避難場所への誘導や避難生活において外国人対応を検討する必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等を定めた観光危機管理計画等の策定を支援。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・津波警報、津波注意報で浸水が想定されるエリアと避難情報が発令されたエリアが異なるのではないか。</li></ul>	<p>対応状況はP3～5参照</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適切な区域での避難情報の発令を促していく。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・国難災害を念頭に置いたときに、津波避難タワーが本当に機能し有効だったのか、確認すべき。</li></ul>	<p>対応状況はP6参照</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現時点において津波避難タワーへの避難に支障があった事例は確認していない。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・遠地津波対策と近地津波対策を分けて議論する枠組みをつくるべき。南海トラフなど命を守るために対策であれば、熱中症はセカンドプライオリティーになるのではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ガイドラインには遠地津波だからできることを明確化する。</li></ul>

# 津波警報等発表時における避難指示発令対象地域の事前設定状況

- 「避難指示発令対象地域の設定状況」についての市町村アンケート結果は下記のとおり。

※設問は大津波警報・津波警報・津波注意報にかかる避難対象地域の設定の有無を問うものであり、「設定している」場合の内訳は自治体に備考欄へ設定の考え方を記載してもらったものであるため、正確に内容を反映されていない可能性がある。

## 津波警報等発表時における避難指示発令対象地域の事前設定について

### ○大津波警報

設定している (179)

市町村 全域 13	津波浸水想定区域 ハザードマップ 121	その他 45	設定していない 69
-----------------	----------------------------	-----------	---------------

【その他の記載例】  
(大津波警報)  
標高や地形 など

津波浸水想定区域  
最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される  
浸水区域・水深

### ○津波警報

設定している (184)

市町村 全域 8	津波浸水想定区域 ハザードマップ 93	その他 83	設定していない 64
----------------	---------------------------	-----------	---------------

【その他の記載例】  
(津波警報)  
海拔3m以下の地域、3mの津波により浸水が想定される  
地域、沿岸部、海や川付近の地域 など

### ○津波注意報

設定している (137)

市町村全域 3	津波浸水想定区域 ハザードマップ 25	防潮堤より外側 漁港、海水浴場等 88	その他 21	設定していない 111
------------	---------------------------	---------------------------	-----------	----------------

【その他の記載例】  
(津波注意報)  
沿岸部、海や川付近の地域 など

# 津波時における避難指示の発令対象区域の考え方

- 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）において津波に対する発令対象区域の設定について記載。
- 避難指示の発令対象区域は予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本としている。

## 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (予想される津波の 高さ区分)	巨大地震の 場合の発表
大津 波警 報 ※2	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)	
津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合。	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い
津波 注意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)

## (避難情報に関するガイドラインより抜粋)

### 4.5.2手順2：発令対象区域の設定（津波）

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

#### (1) 大津波警報の発表時

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする ⇒ハザードマップ

#### (2) 津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする

#### (3) 津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等により海側の地域を対象とする

# 自治体の避難指示の発令対象区域の設定例

- 大津波警報・津波警報・津波注意報による津波高に応じて、避難の対象となる避難情報発令区域を適切に設定している自治体もある。
- 施設整備の状況や、想定される浸水域を踏まえ、適切な範囲に避難指示を発令することが必要。

## 【神奈川県平塚市の例】

種類	避難情報	避難情報発令区域	とるべき行動
大津波警報(10m超)	避難指示	老松町、榎木町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ヶ丘、四之宮3丁目、四之宮4丁目、須賀、董平、千石河岸、袖ヶ浜、代官町、高浜台、唐ヶ原、中堂、長瀬、撫子原、虹ヶ浜、花水台、東八幡5丁目、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、八重咲町、夕陽ヶ丘、龍城ヶ丘	近くの高い場所や津波避難ビルへ避難
大津波警報(10m)		老松町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ヶ丘、董平、千石河岸、袖ヶ浜、代官町、高浜台、唐ヶ原、撫子原、虹ヶ浜、花水台、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、夕陽ヶ丘、龍城ヶ丘	
大津波警報(5m)		唐ヶ原、撫子原、海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側	近くの高い場所や丈夫な建物の上階へ避難
津波警報(1～3m)		海岸付近、漁港内、河口周辺の堤防の内側	海岸付近等から離れる
津波注意報(0.2～1m)			

出典：平塚市HP 津波警報・注意報発表時の避難情報  
[https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page05\\_00115.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page05_00115.html)

# 津波避難タワーの解錠事例

- 津波避難タワーは防犯の観点から平時は施錠し、緊急時に自動で解錠する装置や、破壊可能なドア（蹴破り扉）を設置している事例がある。
- また、上記に加え、避難する地元の自治会長等に鍵を渡すなど二重の対策をとられているところもあり、今回の津波避難においては、支障が生じた事例は確認していない。



震度 5 弱以上の揺れで鍵保管庫が自動解錠



震度 5 弱以上、緊急地震速報の発表、大津波警報、津波警報の発表のいずれかの基準で自動解錠



非常時にはドアを蹴破って上階へ避難することが可能

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う  
津波に係るアンケート調査

# カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査

カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態を把握することを目的に、「住民アンケート調査」や「指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）」を実施。

## ①住民アンケート調査

### 1. 調査地域

カムチャツカ半島付近の地震に伴い、津波警報が発令された地域のうち、避難情報を発令した市町村に在住の住民を対象に、4道県（北海道、東北（宮城県）、関東（神奈川県）、中部（静岡県））から4,300人のデータを回収

### 2. 調査期間

令和7年10月

### 3. 調査方法

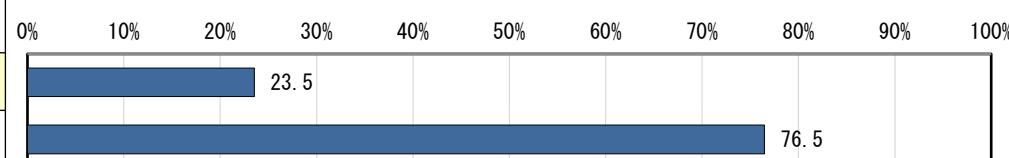
WEB調査

### 4. 調査結果（北海道1,281人、東北603人、関東1,499人、中部917人からアンケート回収）

※政府統計共同利用システム（e-Stat）にて公表

あなたは7月30日に、津波に備えて避難をしましたか。

全体	実数	%
	4,300	100.0
避難した	1,012※1	23.5
避難しなかった	3,288※2	76.5

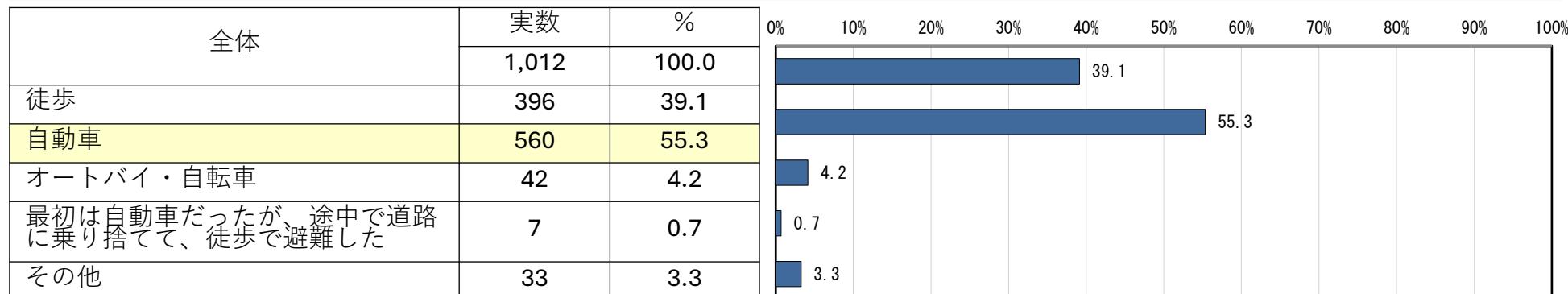


※1避難した内訳：北海道508人、東北170人、関東188人、中部146人

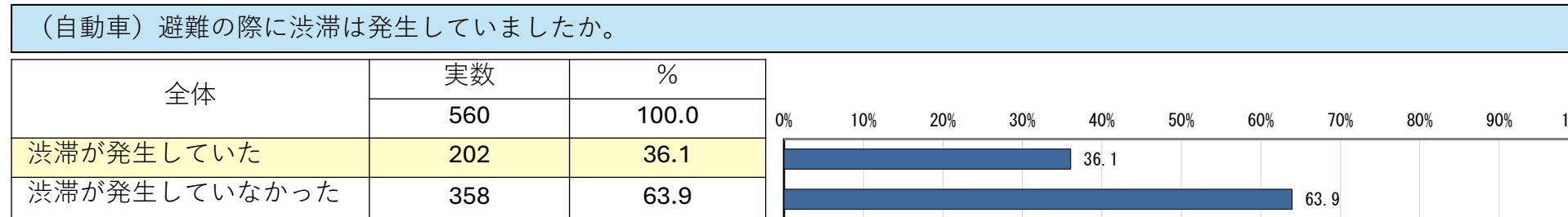
※2避難しなかった内訳：北海道773人、東北433人、関東1,311人、中部771人

# カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査(住民アンケート調査)

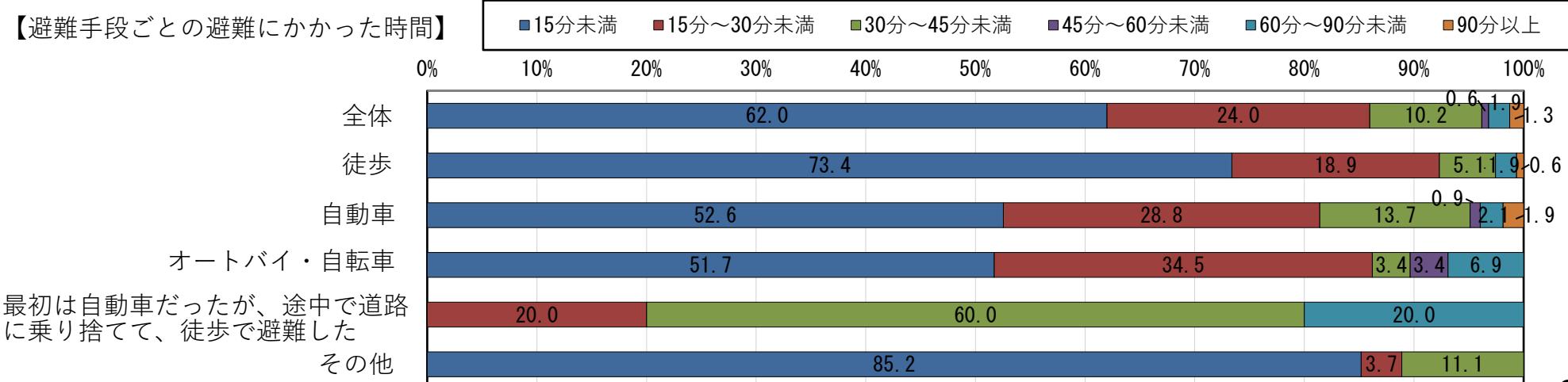
あなたは、どのような手段で避難しましたか？あてはまるものをいくつでも選んでください。



▶自動車による避難が過半数であった。



▶避難した人の4割弱程度は渋滞が発生していたと回答。



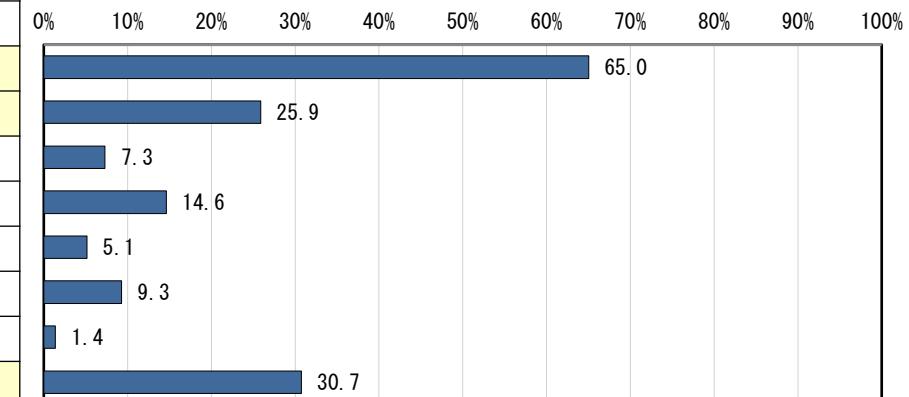
▶15分未満での避難が過半数であった。

※避難時間を覚えていないと回答した人は除外

# カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査(住民アンケート調査)

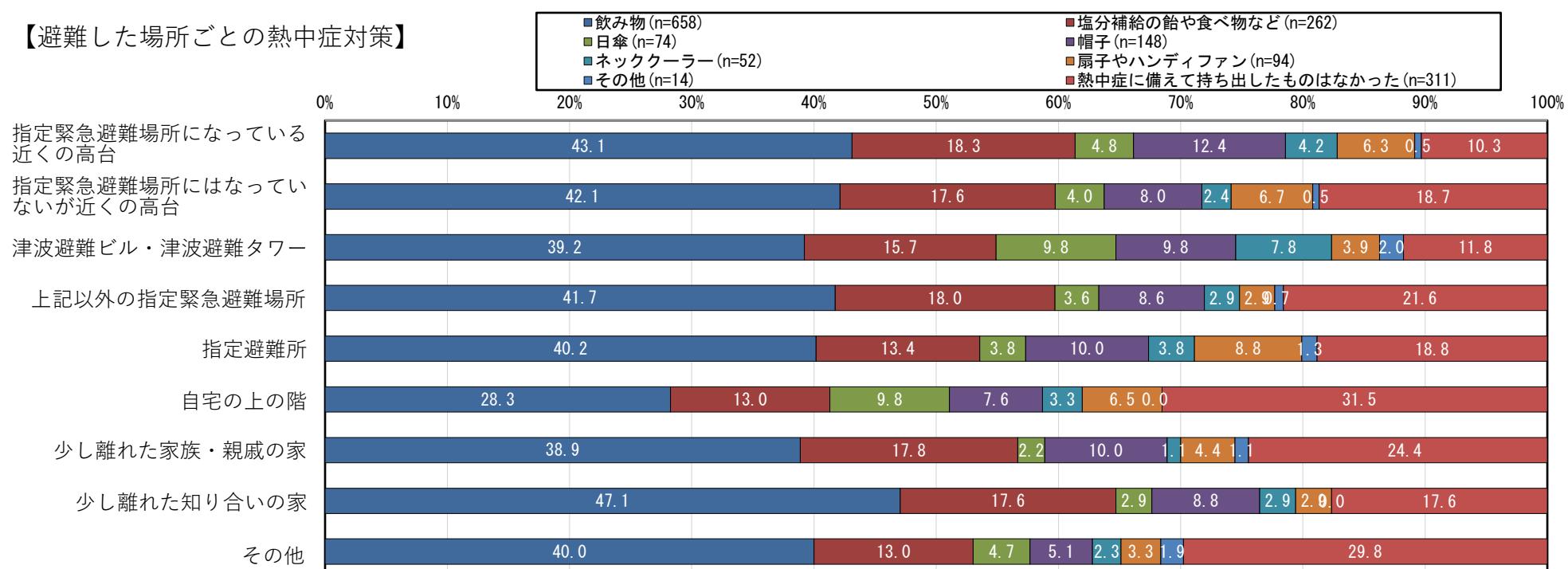
あなたは避難にあたって熱中症対策のために持ち出したものはなんですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	1,012	100.0
飲み物	658	65.0
塩分補給の飴や食べ物など	262	25.9
日傘	74	7.3
帽子	148	14.6
ネッククーラー	52	5.1
扇子やハンディファン	94	9.3
その他*	14	1.4
熱中症に備えて持ち出したものはなかった	311	30.7



\*その他には空調服や保冷剤、氷、タオルなどの回答があった

## 【避難した場所ごとの熱中症対策】

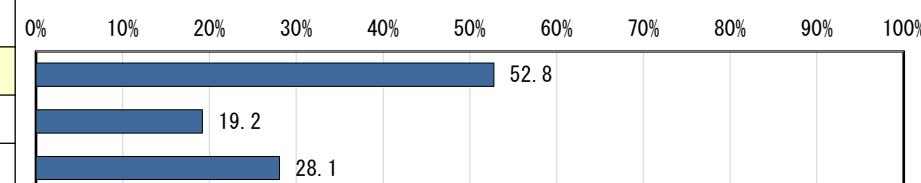


▶熱中症対策として各自で飲み物などを携帯している人が多かった。

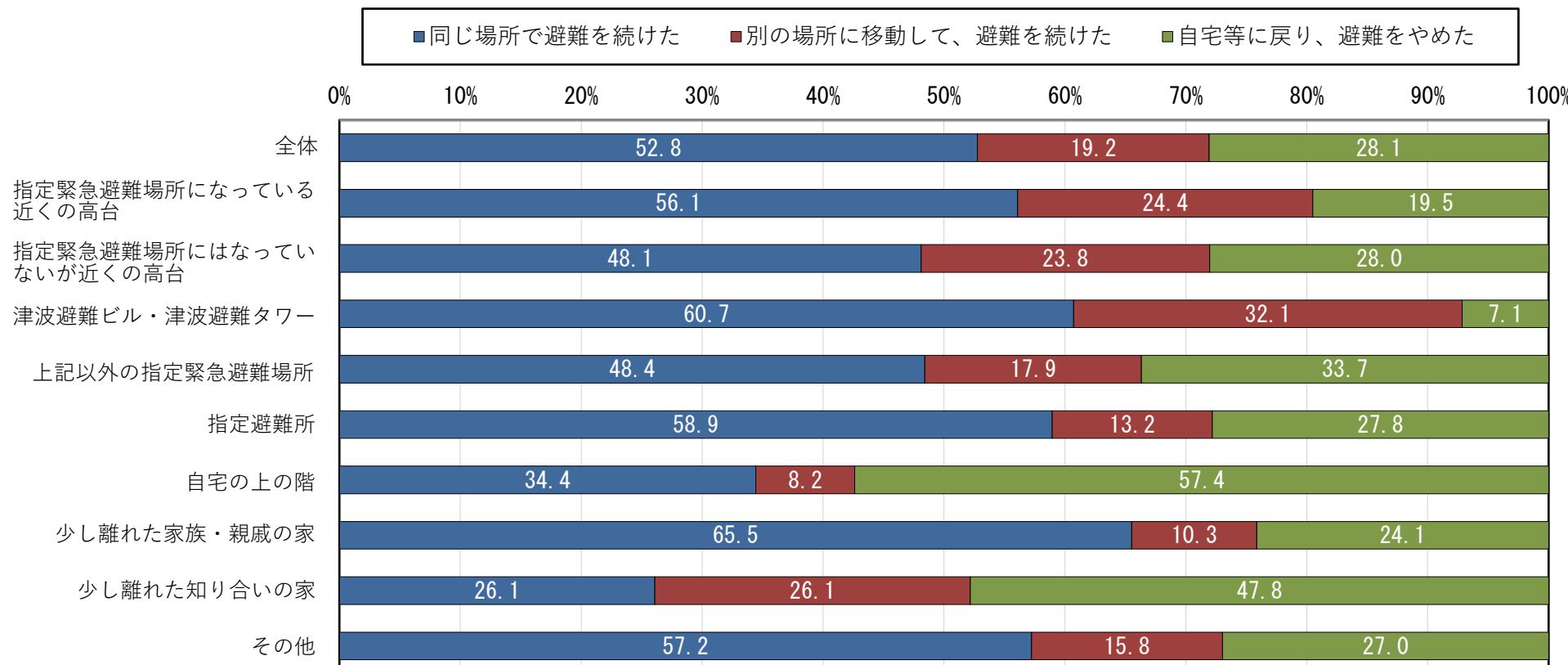
# カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査(住民アンケート調査)

あなたは津波警報が出ているとき、一度避難した先から、別の場所に避難しましたか。

全体	実数	%
	1,012	100.0
同じ場所で避難を続けた	534	52.8
別の場所に移動して、避難を続けた	194	19.2
自宅等に戻り、避難をやめた	284	28.1



## 【最初に避難した場所ごとの二次避難率】

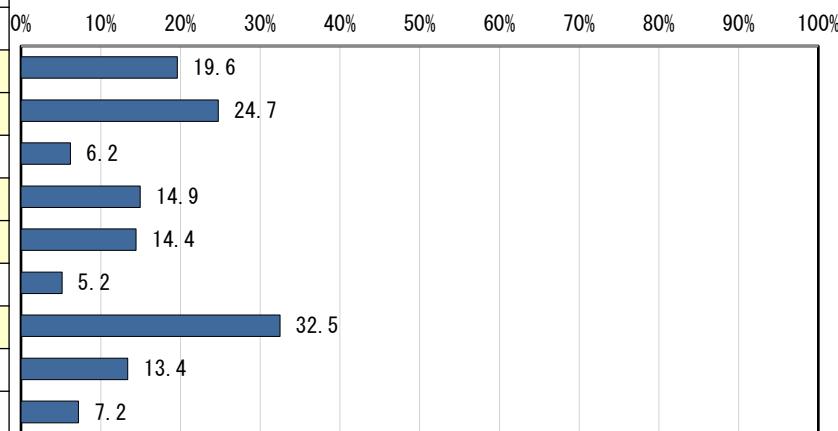


▶高台や津波避難ビル・津波避難タワーなど屋外の場所において、二次避難率が比較的高い傾向にあった。

# カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査(住民アンケート調査)

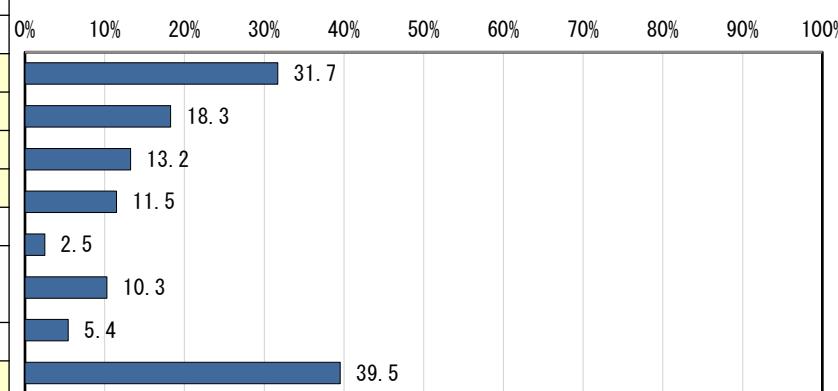
別の場所に移動して避難を続けた理由は何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	194	100.0
暑かったから	38	19.6
職場や周りの人に誘導されたから	48	24.7
役場・消防・消防団の人などに誘導されたから	12	6.2
食料や飲料水がなかったから	29	14.9
もう津波は来ないとと思ったから	28	14.4
周囲の人が避難をやめていたから	10	5.2
津波警報が解除されるまで時間がかかりそうだったから	63	32.5
その他	26	13.4
特に理由はない	14	7.2



あなたは避難をしていて、困ったことは何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

全体	実数	%
	1012	100.0
長時間の避難となり、大変だった	321	31.7
屋外に避難したため、暑くて大変だった	185	18.3
何も持たずに急いで避難したので、困った	134	13.2
食料や飲料水がなくて困った	116	11.5
体調を崩した	25	2.5
スーパー・コンビニなどが閉まり、商品を得ることができず、大変だった	104	10.3
その他（具体的に：）	55	5.4
特に困ったことはなかった	400	39.5



►避難が困難だった理由として、暑さや食料・飲料水が無いことが見受けられた。

## ②指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）

### 1. 調査地域

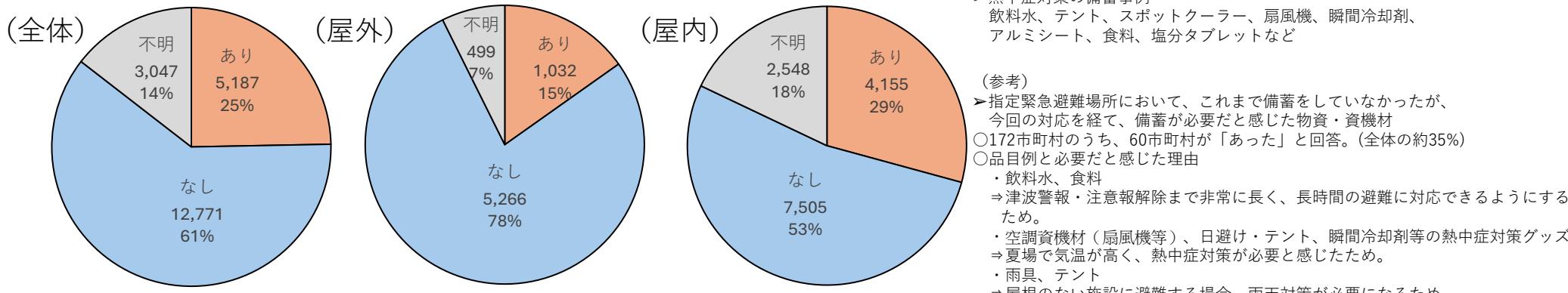
海岸線を有する又は海岸線を有しないが津波の遡上で被害が想定される40都道府県及び678市区町村

### 2. 調査期間

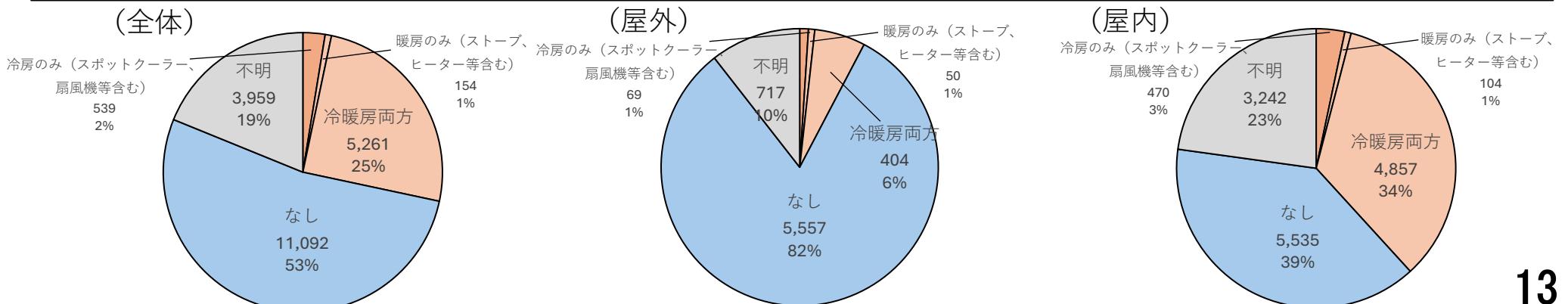
令和7年10月～11月

### 3. 調査結果 (11/7時点 28府県及び424市町村での回収結果)

#### 備蓄の有無

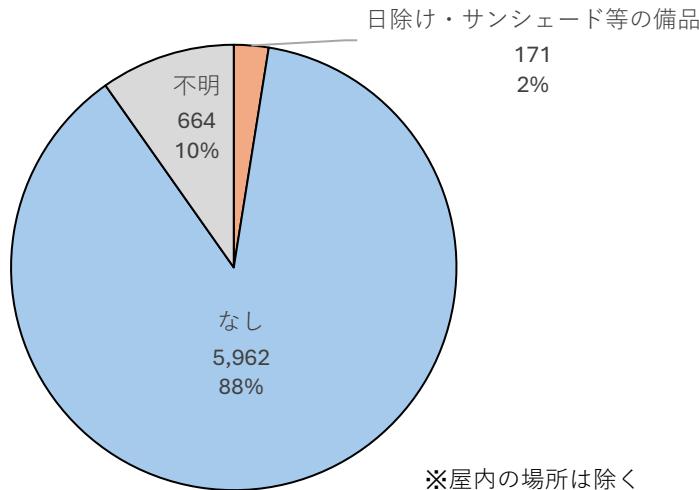


#### 空調設備の有無

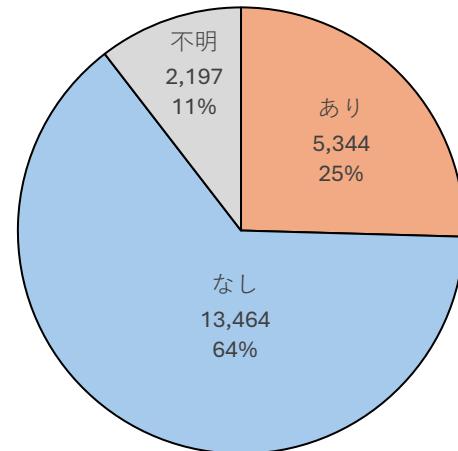


②指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）

日除けの有無



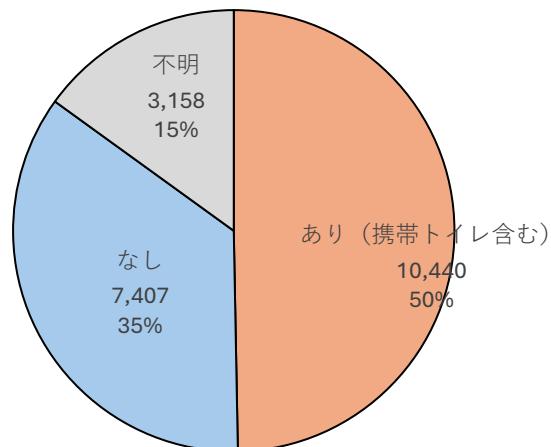
避難者の把握



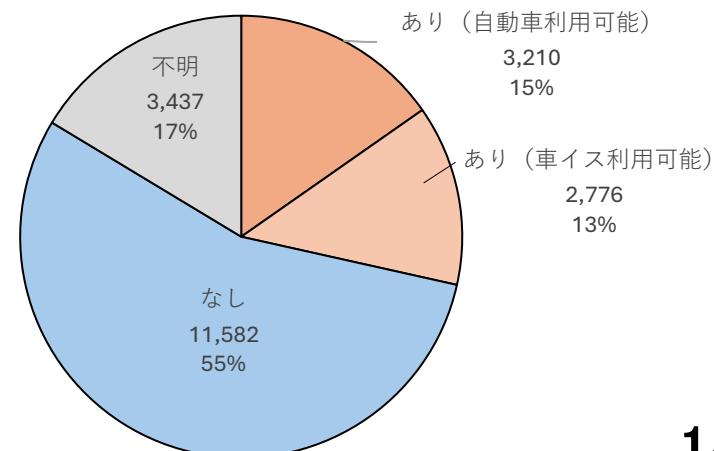
○避難者の把握事例

- ・無線機、トランシーバー、衛星電話、固定電話、公用スマートフォンなどの設置
- ・監視カメラ
- ・防災アプリ登録

トイレの有無



スロープの有無



## ③物資・資機材に関する調査（自治体）

### 1. 調査地域

津波警報の発令された13都道県175市町村

### 2. 調査期間

令和7年10月～11月

### 3. 調査結果

13都道県172市町村から回収

指定避難所において、これまで備蓄をしていなかったが、今回の対応を経て、運営上必要だと感じた物資・資機材はありましたか。

○172市町村のうち、73市町村が「あった」と回答。（全体の約42%）

○品目例と必要だと感じた理由

- ・飲料水、日避け、瞬間冷却剤等の熱中症対策商品 ⇒ 一部の避難所で空調設備が無く、熱中症対策が必要と感じたため。
- ・水、お湯等を使用しないですぐに食べられる食料品 ⇒ 想定以上の避難者が発生した場合、お湯等の準備が間に合わないため。
- ・使い捨て皿、スプーン、紙コップ ⇒ 食料品や飲料水によっては、無いと食事するのが難しいため。
- ・テントまたはパーティション ⇒ 人が密集する中で、仕切りがある物があった方が住民のストレス緩和に繋がるため。
- ・段ボールベッド等の簡易ベッド ⇒ 体調不良となった方が発生し、横になって休める場所が必要だと感じたため。

指定避難所において、暑さ対策として、配布・活用した備蓄物資・資機材はありましたか。

○172市町村のうち、74市町村が「あった」と回答。（全体の約43%）

○品目例

飲料水、瞬間冷却剤・冷却タオル等の熱中症対策グッズ、扇風機、移動式空調機器、テント

備蓄拠点など近隣には物資があったにもかかわらず、供給体制の問題で避難所や避難場所まで届けることが難しく、現場で物資が不足するような事例はありましたか。

○172市町村のうち、13市町村が「あった」と回答。（全体の約8%）

○届けることが難しかった理由及びその際不足した品目名

#### ■理由

- ・職員が配備されていない緊急避難場所では、そもそも避難者数や避難者の状況を把握することが困難だったため。
- ・緊急避難場所に避難した住民との連絡手段の要領が定められていなかったため。
- ・防災拠点となる施設への道路が津波浸水想定区域のため、運び出せなかった箇所があったため。
- ・避難者数と備蓄量のミスマッチが発生したため。

#### ■不足した品目名

- ・飲料水、食料

## カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に係る避難実態調査(自治体調査)

### ③避難行動要支援者の個別避難計画の活用に関する調査（自治体）

## 1. 調査地域

カムチャツカ半島付近の地震に伴い、津波警報が発令された13都道県132市町村

## 2. 調査期間

### ※有効回答市町村数

### 3. 調査結果

## 個別避難計画を活用しての避難

○個別避難計画作成済み者6,926人（避難指示対象エリアに関する推計値）のうち、

- ・計画に記載している避難所に避難した者は438人(6.3%)
  - ・計画に記載していない避難所に避難した者は152人(2.2%)

※指定緊急避難場所等に避難した者は調査できていない

## ○個別避難計画の活用に関する具体的な状況

### ＜個別避難計画を活用できた事例＞

「計画どおり支援等実施者が要支援者を避難先に避難させることができた」

「避難経路・搬送手段等を計画に記載しており迷わず避難できた」

＜活用できなかったが避難行動要支援者の安全は確保できた事例＞

「支援等実施者ではない町内会長や民生委員から連絡があ

## 「警報が出たため計画に

活用できなかった事例>

「要支援者が計画どおりの行動をとらず避難できなかった」

## 避難支援の実効性を高めるための連絡先の記載状況

○個別避難計画に携帯番号を記載している者は計23,650人であり、個別避難計画作成済み者の45.8%

## アンケート結果のまとめ

- ・避難者の過半数が自動車で避難しており、避難者の約4割で渋滞が発生していた。
- ・避難者の約7割が飲料水の携帯など何らかの熱中症対策を実施して避難していた。
- ・避難時に困ったこととしては、避難が長時間に及んだことや、暑さ、食料や飲料水の確保が困難だったことなどが挙げられた。
- ・備蓄がある指定緊急避難場所は全体の25%であり、備蓄品としては飲料水、テント、スポーツクーラー、扇風機、瞬間冷却剤、アルミシート、食料、塩分タブレットなどが挙げられた。
- ・避難者を把握できる指定緊急避難場所は全体の25%あり、その手法としては無線機やトランシーバー、衛星電話、固定電話、公用スマートフォンなどの設置や、監視カメラ、避難者が防災アプリへ登録などが挙げられた。

⇒上記の避難実態を踏まえ、対策を『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』及び『津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書』に反映

# **指定緊急避難場所の指定に関する手引き(改定案)**

「住民アンケート調査」や「指定緊急避難場所への避難に関する調査（自治体）」による指定緊急避難場所への避難実態や備蓄状況、遠地津波対応に留意し、『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』及び『津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書』に以下の内容を追加する。

## 指定緊急避難場所等への避難

徒歩避難が原則であるが、各地域において津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞による逃げ遅れが生じないよう、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難確保に努めるものとする。

## (屋外)指定緊急避難場所の環境

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波で津波が到達するまでに一定の時間有する場合は、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールを活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

## 指定緊急避難場所から指定避難所等への移動

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

# 『指定緊急避難場所の指定に関する手引き(改定案)』新旧対照表

指定緊急避難場所の指定に関する手引き	指定緊急避難場所の指定に関する手引き (改定案)
<b>5. 民間施設の指定等</b> 21	<b>5. 民間施設の指定等</b> 22
(1) 民間施設等の指定 ······ 21	(1) 民間施設等の指定 ······ 22
① 民間施設を指定した背景 ······ 21	① 民間施設を指定した背景 ······ 22
② 指定した民間施設の種類・場所の例 ······ 22	② 指定した民間施設の種類・場所の例 ······ 23
③ 指定が困難な施設・場所の例 ······ 22	③ 指定が困難な施設・場所の例 ······ 23
④ 指定を行うに際しての工夫・調整等 ······ 23	④ 指定を行うに際しての工夫・調整等 ······ 24
④-1 指定を受ける側のメリット ······ 23	④-1 指定を受ける側のメリット ······ 24
④-2 指定に関する協定 ······ 23	④-2 指定に関する協定 ······ 24
④-3 調整の円滑化 ······ 24	④-3 調整の円滑化 ······ 25
④-4 開設体制 ······ 24	④-4 開設体制 ······ 25
④-5 指定緊急避難場所以外の避難場所としての活用 ······ 25	④-5 指定緊急避難場所以外の避難場所としての活用 ······ 26
⑤ 個人が所有する敷地等の指定 ······ 25	⑤ 個人が所有する敷地等の指定 ······ 26
(2) 市町村の区域を越えた指定 ······ 26	(2) 市町村の区域を越えた指定 ······ 27
(3) 指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応 ······ 26	(3) 指定緊急避難場所の確保が困難な場合の対応 ······ 27
<b>6. 居住者等に対する周知のための措置等</b> 26	<b>6. 指定緊急避難場所の機能等</b> 28
(1) 意義 ······ 26	(1) 滞在環境 ······ 28
(2) 周知の方法 ······ 26	(2) 円滑な避難に関する環境整備 ······ 28
(3) 周知に関する一般的留意点 ······ 28	
(4) 表示方法 ······ 28	
(5) 国土地理院管理のウェブ上の地図における指定緊急避難場所情報の公表 ······ 29	
(6) 防災訓練・防災教育等の活用 ······ 30	
(7) 避難行動要支援者への配慮 ······ 31	
<b>7. 活用可能な事業制度の例</b> 32	<b>7. 居住者等に対する周知のための措置等</b> 29
(1) 総務省・消防庁による財政措置(地方債等) ······ 32	(1) 意義 ······ 29
(2) 文部科学省による補助事業(交付金事業) ······ 33	(2) 周知の方法 ······ 29
(3) 農林水産省、林野庁、水産庁による補助事業(各種交付金事業等) ······ 33	(3) 周知に関する一般的留意点 ······ 30
(4) 国土交通省による補助事業(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等) ······ 35	(4) 表示方法 ······ 30
<b>8. 卷末資料</b> 39	(5) 国土地理院管理のウェブ上の地図における指定緊急避難場所情報の公表 ······ 31
(1) 災害対策基本法等(抜粋) ······ 39	(6) 防災訓練・防災教育等の活用 ······ 32
(2) 防災基本計画(抜粋) ······ 44	(7) 避難行動要支援者への配慮 ······ 33
	<b>8. 指定緊急避難場所の避難等</b> 34
	(1) 移動手段 ······ 34
	(2) 指定緊急避難場所等から指定避難所等への移動 ······ 34
	<b>9. 活用可能な事業制度の例</b> 35
	(1) 総務省・消防庁による財政措置(地方債等) ······ 35
	(2) 文部科学省による補助事業(交付金事業) ······ 36
	(3) 農林水産省、林野庁、水産庁による補助事業(各種交付金事業等) ······ 36

# 『指定緊急避難場所の指定に関する手引き(改定案)』新旧対照表

指定緊急避難場所の指定に関する手引き	指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）
記載なし	<p><b>6. 指定緊急避難場所の機能等</b></p> <p>(1) 滞在環境</p> <p>指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康障害が生じるおそれがある。</p> <p>避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。</p> <p>なお、遠地津波で津波が到達するまでに一定の時間有する場合は、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。</p> <p>民間施設を避難場所として活用する場合においては、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努めるものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールを活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 円滑な避難に関する環境整備</p> <p>避難に弱い立場にある高齢者や障害者等は、避難経路や避難施設等の状況により、移動や利用に支障が生じるおそれがある。</p> <p>指定緊急避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置し段差解消を図るなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。</p>

# 『指定緊急避難場所の指定に関する手引き(改定案)』新旧対照表

指定緊急避難場所の指定に関する手引き	指定緊急避難場所の指定に関する手引き（改定案）
記載なし	<p>8. 指定緊急避難場所への避難等</p> <p>(1) 移動手段</p> <p>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、指定緊急避難場所への移動にあたっては徒歩を原則としているところである。一方で津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在など、地域の実情により自動車で避難せざるを得ない場合がある。一斉に自動車で避難した場合、指定緊急避難場所までの交通渋滞や駐車場所の問題など、避難が円滑にできないおそれがある。</p> <p>徒歩避難が原則であるが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、津波到達予測時間も考慮し、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 津波警報等の発表中における指定緊急避難場所等からの移動</p> <p>大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。</p>